

富津市における女性職員の活躍の推進に関する
特定事業主（前期）行動計画



平成28年4月1日

富津市長
富津市議会議長
富津市農業委員会
富津市選挙管理委員会
富津市代表監査委員
富津市消防長
富津市教育委員会

目 次

第1章 総論

1 目的	1
2 計画期間	1
3 計画の推進体制	1

第2章 具体的な内容

1 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標	2
目標	2
① 採用における目標	2
② 登用における目標	2
③ 継続就業及び仕事と家庭の両立における目標	2
④ 長時間勤務における目標	3
2 女性職員の活躍の推進に向けた目標を達成するための取組及び実施時期	3
取組	3
① 採用における取組	3
② 育成・教育訓練における取組	3
③ 仕事と家庭の両立における取組	3
④ 長時間勤務における取組	3

第1章 総論

1 目的

わが国では、「自らの意志によって職業生活を営み、又は営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されることが重要である。」とし、「女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図る。」ことを目的として、平成27年8月28日に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年法律第64号。以下「法」という。）が成立しました。

法第15条により、地方公共団体は、女性の活躍状況を把握、改善すべき事情を分析し、その把握分析を踏まえて数値目標や取組内容を内容とする「特定事業主行動計画」を策定し、公表することが求められています。

これを受け、富津市では、ここに「富津市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主（前期）行動計画」（以下「本計画」という。）を策定するものとします。

なお、本計画は、富津市長、富津市議会議長、富津市農業委員会、富津市選挙管理委員会、富津市代表監査委員、富津市消防長、富津市教育委員会が策定する特定事業主行動計画とします。

2 計画期間

法の期間は、平成28年4月1日から平成38年3月31日までの10年間の時限立法ですが、本計画の期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間とします。

3 計画の推進体制

本市では、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、富津市特定事業主行動計画推進委員会を総務課に設置し、本計画の策定・変更、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等について協議を行うこととします。

第2章 具体的な内容

1 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標

法第15条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成27年内閣府令第61号。以下「内閣府令」という。）第2条に基づき、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定します。

なお、この目標は、市長部局、議会事務局、農業委員会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、消防本部、水道事業、教育委員会事務局において、女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、共通した目標として位置づけます。

目 標

① 採用における目標

平成32年度までに、正職員の採用者の女性割合については、平成26年度の実績（31%）を維持していくものとします。

また、臨時・非常勤の採用者の女性割合については、平成26年度の実績（88%）を維持していくものとします。

② 登用における目標

平成32年度までに、管理的地位（係長級以上）にある職員に占める女性割合を、平成26年度の実績（28%）より2%以上引き上げ、30%以上にします。

③ 継続就業及び仕事と家庭の両立における目標

平成32年度までに、育児休業を取得する男性職員の割合を5%以上にします。

平成32年度までに、男性職員の配偶者出産休暇、育児参加のための休暇の取得割合を100%にします。

平成32年度までに、平均継続勤務年数の差異を、平成26年度の実績（6年）から2年縮減し、4年以下にします。

④ 長時間勤務における目標

平成32年度までに、常勤職員の平均超過勤務時間を、平成26年度の

実績（月10時間）から20%以上縮減し、月8時間以下にします。
平成32年度までに、職員の年次休暇の平均取得率を、平成26年度の実績（22%）より8%以上引き上げ、30%以上にします。

2 女性職員の活躍の推進に向けた目標を達成するための取組及び

実施時期

「1 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標」で掲げた数値目標その他の目標の達成に向け、次に掲げる取組を実施します。

なお、この取組は、市長部局、議会事務局、農業委員会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、消防本部、水道事業、教育委員会事務局において、女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、共通した取組として位置づけます。

取組

① 採用における取組

平成28年度より、仕事と子育てに励む女性職員の声の紹介などにより、女性が活躍できる職場であることを人事に関するパンフレット及びホームページ等で広報します。

② 育成・教育訓練における取組

平成28年度より、女性職員のみを対象とする（又は優先した）研修や外部研修（自治大学校、市町村アカデミー等）への派遣を行います。

平成28年度より、臨時・非常勤職員について、各所属で必要な業務研修を実施します。

③ 仕事と家庭の両立における取組

平成28年度中に、各種両立支援制度に関する情報を充実させ、電子書庫等で常時閲覧できる状態にします。

④ 長時間勤務における取組

平成27年度に引き続き、毎週金曜日を定時退庁日に設定し、管理職員による定時退庁の率先垂範を行います。

平成28年度より、年次休暇の取得目標を定め、各職員への徹底を図ります。



富津市における女性職員の活躍の推進に関する
特定事業主（前期）行動計画

発行年月／平成28年4月1日発行

発行／富津市総務部総務課

〒293-8506

富津市下飯野2443番地

電話0439-80-1210

FAX0439-80-1350